

# 安心安全のまちづくりに向けた取組が進められています

今日、犯罪や交通事故などの不安や危険が、身の回りに広がっています。誰もが安心できる安全なまちの実現を目指して、区内で取り組まれている様々な活動をご紹介します。

## 安心安全のまちを目指し新たに4学区の取組がスタート

下京区の先駆けとして

市では、学区単位で住民と区役所などの関係機関が連携し、地域の安心安全の確保の実現に向けて、地域の安心安全ネットワーク形成支援事業を実施しています。

### 修徳学区

修徳交通対策協議会と五条警察署のメンバーが高齢者のお宅を訪問し、気さくに世間話をしながら安全を気遣います。

また、自転車の乗車マナーの向上にも力が注がれています。夜間に無灯火で自転車を運転している人には「危ないです」と声をかけ、自転車の乗っている方からの反応もよいそうです。



### 子どもたちを地域で見守る

#### 淳風小学校安全対策協議会

学校、家庭、地域が協力して学校と子どもたちの安全を守るための取組を進めていくため、地域の方々の声を聞き、6月に淳風小学校安全対策協議会が発足しました。

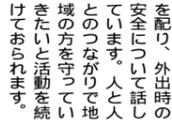
7月からは、協議会の皆さんによる新たな取組がスタート。毎日午後2時から4時30分まで、運動場やふれあい図書コーナーで遊び、学んでいる子どもたちを見守り、下校する子どもたちには「気を付けてね」と声をかけます。地域の方と自然な形でふれあいができ、子どもたちにとっての安心できる学校づくりが進められています。



### 植柳学区

植柳交通対策協議会と七条警察署のメンバーで、以前から学区内の全高齢者のお宅へ家庭訪問を続けておられます。

さらに今年は、靴や鞆に貼って夜間の交通事故防止に役立つ反射材を配り、外出時の安全について話し合っています。人と人とのつながりが地域の安全を守っていくと活動が続けられています。



各学区で委員会が発足しました

安寧学区、開智学区、光徳学区、稚松学区

## 市総合防災訓練が実施されました

防災の日にあたる9月1日に、下京区全域を会場に、市総合防災訓練が実施されました。当日は、震度7の地震が発生したと想定のもと、住民の皆様にご参加いただき、区内33か所の訓練会場で消火や救出などの訓練を行った後、各学区の一時避難所から植柳公園などに移動。植柳公園では、救急物資や重傷者を運ぶヘリコプターが飛び交う中、給食訓練や一斉放水による消火などの様々な訓練が行われました。



残暑が厳しい中、参加いただいた住民や関係機関の方々は、真剣な面持ちで訓練に取り組まれました。

## けすぞう君の防災 Q&A

### 「けすぞう君」がもうすぐ6歳になります



こんにちは「けすぞう君」です。今回は、僕自身についてお話をします。

Q 「けすぞう君」とは、誰ですか。  
A 僕は、下京消防署のマスコットで、火災現場などで働く消防士をモデルにしています。  
Q 「けすぞう君」は何歳ですか。  
A 僕は、平成11年12月24日生まれて、5歳です。  
Q 名前はどのようにして決めましたか。  
A 僕の名前は、平成11年に市民の皆さんから募集し、約130件の応募の中から、当時淳風小学校4年生の児童が考えてくれた名前が選ばれました。  
Q 「けすぞう君」の大きさは、どれくらいですか。  
A 僕の体の大きさは、身長が140cm、足の大きさが45cm、頭の大きさが125cmです。  
Q 「けすぞう君」は、普段何をしていますか。  
A 僕は、いつも下京消防署の玄関に立っていて、来られた皆さんを笑顔で迎えています。また、防火・防災のイベントでは、会場に出向いて、よい子の皆さんと一緒に写真撮影をします。胸のボタンを押すと

テーブル音が流れて、火遊びをしないようよい子の皆さんと約束をしたり、消防の仕事のご紹介や「火事や救急のときは電話で119番」などのお話をすることが出来ます。これからも、下京消防署のマスコット「けすぞう君」をよろしくお願いします。

### けすぞう君からのお願い 放火やたばこによる火災を防ぎましょう

下京区の火災件数は、既に昨年1年間の件数を上回る最悪の事態となっています。原因を見ると、特に放火とたばこを原因とする火災が増えています。火災を出さないために、次のことを実践してください。

- 【放火による火災を防ぐために】
●家の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
●夜間、建物の周囲や駐車場は、照明を点灯して明るくしましょう。
●空き家や物置には鍵をかけましょう。
●車やボディアパーは、燃えにくい物を使いましょう。
●地域ぐるみで防火防止に取り組みましょう。
【たばこによる火災を防ぐために】
●寝たばこは絶対にしない。
●吸殻は確実に消し、直接くずかごには捨てない。
皆さんの力を合わせ、災害のないまちを築きましょう。

## 市税の基礎知識 Q&A

### 扶養控除の対象について

今回は、自営業を営む下京太郎さんの長男一郎さんが、太郎さんの扶養控除の対象になるかどうかについての相談です。
Q 一郎さんは昨年11月に退職後、失業中です。現在収入が無いので、太郎さんにかかる平成17年度市・府民税の扶養控除の対象にならないでしょうか。
A 扶養控除の対象となるのは、前年の所得が38万円以下の方です(同居・別居は問いません)。一郎さんが現在失業中であっても、平成16年中の所得が対象になるため、昨年1月から退職された11月までの所得が38万円(給与収入103万円)を超えていると、扶養控除の対象になりません。
なお、一郎さんの平成17年中の所得が38万円以下の場合、太郎さんにかかる平成17年度市・府民税の扶養控除の対象になります。
◎ 市民税課市民税担当 (☎371・7172)



## 第4回 親子で遊ぼう! 下京たんぼっぼ広場

今年の秋も、遊びを通じて親子がふれあう「下京たんぼっぼ広場」を開催します。
たくさんの楽しい遊びのコーナーと保育士や保健師などの専門家による相談コーナーがありますので、ぜひご参加ください。
日時 10月20日(木) 午前10時30分~正午
場所 元安寧小学校 体育館
対象 乳幼児とその保護者
費用 無料 申込み 不要
持ち物 必要に応じて飲み物・着替えなど



## 「めぐるくんの店」をご利用ください

10月は3R推進月間。リデュース・リユース・リサイクル。市では「ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組んでいるお店」を「めぐるくんの店」として認定し、市民の皆さんに利用を推奨しています。「めぐるくんの店」になるには、簡易包装や資源物の回収などの「認定」が必要です。
◎近鉄百貨店京都店 (☎361・1111)
◎大丸京都店 (☎211・8111)
◎高島屋京都店 (☎221・8811)
◎阪急百貨店四條河原町阪急 (☎223・2288)
◎藤井大丸 (☎221・8181)
◎エビス七条 (☎371・5609)
◎アニュー七条 (☎315・3136)
◎ジェイアール京都伊勢丹 (☎352・1111)
◎F マート五条店 (☎351・3933)
◎万善 (☎351・3074)
◎原田茶具商店 (☎351・2608)

## 市・府民税の主な改正内容

- 定率減税の見直し
平成18年度から所得割控除額が、平成17年度から所得割控除額の15%(上限4万円)から7・5%(上限2万円)に引き下げられます。
○生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止
同一行政区内で均等の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻(所得割が課税されない方を除く)には、経過措置として、納税義務者を対象とするもの。
○公的年金などの控除の見直し
65歳以上の方に適用される公的年金などの控除額が見直されます。
○老年者控除の廃止
65歳以上で前年の合計所得金額が1千万円以下の方に適用される老年者控除(48万円)が、平成17年度をもって廃止されます。
○65歳以上の方にかかる非課税措置の廃止
65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されている非課税措置が、平成17年度をもって廃止されます。ただし、平成18・19年度は、昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に、税額を減額する経過措置があります。
◎確定申告及び市・府民税の申告について
平成18年度から市・府民税がかかる方は、公的年金などの支払者へ届け出ている扶養控除や障害者控除以外に、医療費、社会保険料、生命保険料、損害保険料などの支払があれば、確定申告または市・府民税の申告をすることにより、一定の金額の所得控除を受けることができる場合があります。
◎ 市民税課市民税担当 (☎371・7172)

来年4月に保育所入所を希望される乳幼児の保護者の皆さんへ
来年4月からの入所を希望される保護者の方に、11月上旬から、支援と保育所入所申込書をお渡しします。なお、今年度中の入所申込みは随時受け付けています。
◎ 支援児童福祉担当 (☎371・7218)

来年4月に小学校へ入学される新1年生の保護者の皆さんへ
来年4月に小学校へ入学するのは、平成11年4月2日、平成12年4月1日に生まれた児童です。
入學用の用紙は、10月20日ごろ郵送しますので、11月2日(水)までに指定の学校に提出してください。用紙が届かない場合は、市民窓口課へお申し出ください。
なお、来年、中学校へ入学される方の入学手続きなどは、平成18年1月に行います。
◎ 入学届に記載のある指定の小学校または市教育委員会調査課 (☎222・3772)

## 老人保健 高額医療費の申請はお早めに

平成14年10月以降、病院などで1か月に支払った老人保健の一部負担金の合計が、下表の限度額を超えた場合、申請により、超えて支払った額が支給されます。該当する方にはお知らせしていますのでお早め申請してください。
◎ 保険年金課年金老人保健担当 (☎371・7254)

| 世帯区分     | 1か月の自己負担限度額    |                             |
|----------|----------------|-----------------------------|
|          | 外来(個人ごと)       | 外来+入院(世帯ごと)                 |
| 市民税課税世帯  | 一定以上所得者(2割負担者) | 72,300円+1% 1<br>(40,200円) 2 |
|          | 一般(1割負担者)      | 40,200円                     |
| 市民税非課税世帯 | 区分Ⅱ該当者         | 24,600円                     |
|          | 区分Ⅰ該当者         | 15,000円                     |

1 医療費が361,500円を超えた場合、超えた額の1%を加算  
2 過去12か月の間で、4回目以降の限度額

## わが町 再発見 源氏ゆかりの地 特集③

「保元物語」によると、双方の陣営で源氏方が勝者として夜討ちを勧め、上皇側は、主上・上皇の国争いに、夜討ちを勧めず、天皇側が勝利する。義朝の命により、義とその子らは斬首された。この戦いは武士の政界進出の契機となったとされる。
源氏ゆかりの地の散策には、マップ・下京まちなみ散歩3(まちづくり推進課で配布中)が便利です。
◎ 源氏ゆかりの地の散策マップ (配布中)



10月31日は、市・府民税第3期分の納期限です。
\*納期限を過ぎますと、延滞金がかかります。
\*市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。
問合せ 市民税課 (☎371・7171)